

書面による各団体提出意見目次

○国立大学協会	P. 1
○全国公立短期大学協会	P. 7
○全国公立学校施設整備期成会（鳥取県公立学校施設整備期成会）	P. 13
○社団法人全国幼児教育研究協会	P. 14
○インターナショナルスクール協議会（大阪インターナショナルスクール）	P. 16
○全国連合小学校長会	P. 17
○指定都市教育委員・教育長協議会	P. 19
○中核市教育長会	P. 21
○全国都市教育長協議会（文京区教育委員会）	P. 22
○全国国公立幼稚園長会	P. 23
○全日本中学校長会	P. 26
○専門高校 8 学科連合連絡協議会	P. 29
○全国養護教諭連絡協議会	P. 33
○一般社団法人全国社会教育委員連合	P. 34
○全国公立文化施設協会	P. 35
○日本商工会議所	P. 36
○全国知事会	P. 38

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に対する意見

平成24年10月16日

一般社団法人国立大学協会

第2期教育振興基本計画は、我が国の教育振興に関して、基本的な方針や具体的な施策が記載される日本の未来を左右する重要な計画であると認識している。本計画が国民の力を集結する実効ある計画となることを強く期待し、国立大学協会として次のような意見を申し上げる。

1) 国立大学の機能強化は4つの基本的方向性を推進する上で不可欠

国立大学は、本協会が昨年6月にとりまとめた「国立大学の機能強化—国民への約束—【中間まとめ】」で述べたとおり、これまで我が国の発展に貢献するべく大学改革を継続してきたと自負している。

我が国の持続的な成長・発展を図る上で、国立大学の教育・研究基盤の改善・充実を図り、従来から国立大学が果たしてきた、我が国の知の創造拠点・高度人材育成拠点としての役割を強化することが不可欠であると考えている。この役割は言い換えれば、1つには、国際競争力の源としてのナショナルセンターとしての機能、もう1つは、地域の社会・経済を支えるリージョナルセンターとしての機能であり、これらの機能を一層強化することが、われわれの責務であると考えている。

このような国立大学の機能強化は、今回の審議経過報告にある4つの基本的方向性を推進する上においても、また不可欠なものであると考えている。

2) 大学改革は、大学がその社会的使命を十分に認識した上で、社会との約束の中で、 大学自らが立案し、実行していくことが肝要

現在、国立大学協会では、文部科学省が今年度中に策定する「大学ビジョン」および「国立大学改革基本方針」、また、来年度中に策定するとされている「国立大学改革プラン」に対し、意見の表明等を行うため、国立大学の機能強化に関する委員会の下でその方策について検討を行っている。

同時に、各国立大学は設置以来の歴史と伝統、所在地域、学問分野、規模、各々が重視する機能などの違いから、それぞれに個性・特色を持っており、それを活かしてそれぞれに機能強化を図っているところであり、大学改革は、一義的には、大学自らがその責任において立案し、実行していくことが肝要であると考えている。

今回の審議経過報告には、基本施策26【主な取組】26-1で国立大学の機能強化に向けた改革の推進について記載があるが、実施主体が不明確であるので、国立大学改革に関しての連携等は、社会的な要請を十分に勘案した上で、各大学の主体的判断で行うべき事項であることを明確にしていきたい。 国立大学として、その使命が益々大きくなっている昨今の社会的な状況に鑑み、不断の改革を自ら立案、実行することで、国民の皆様のご理解を深める努力を続けていく所存である。

3) 自主的・自律的な改革に対する高等教育への公的投資の拡充が必須

各国立大学は、機能強化に向け、教育の質の保証、教育システムの国際化、学生の相互交流の拡充、外国人教員の確保、国際社会との連携のための学事暦の柔軟化などについて、各大学において主体的な取組を進めており、また、各大学の実情に応じた、入試や教養教育の改革に積極的に取り組んでいるところであるが、各国立大学において、こうした自主的・自律的な改革を継続し、加速していくためには、基盤的な大学運営費の確保・充実および教育研究の基盤となる施設・設備の整備が不可欠である。世界の国々が高等教育への投資を拡大している昨今の状況を見るにつけ、国際的に比較しても不十分である高等教育への公的投資の拡充が必須であることを強調したい。

(※高等教育機関への公財政投資のGDP比：OECD平均1%、日本0.5%)

今回の審議経過報告には、基本施策27【主な取組】27-1で「大学の財政基盤の確立とメリハリある配分」とされているが、単に「メリハリある配分」が基盤的な教育経費の削減に繋がるのではなく、財政基盤の強化はもちろんのこと、基盤的な経費については確実に確保して措置するといった趣旨の記述が必要であると考えている。さらに、社会の改革のエンジンとなる大学づくりを一層加速するため、公財政支出に関する数値目標を明記すべきである。

○個別の基本施策に対する主な意見

①基本施策7 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

大学が取り組むべき課題は多様化しているにもかかわらず、予算は削減の一途をたどっており、課題への対応や、競争的資金による取組後の継続がかなり困難になってきているのが現実の問題である。改革サイクルを確立するためにも、優れた取組については、競争的資金の終了後も、継続実施を可能とするため、一定程度の予算を増配する旨記載いただきたい。

②基本施策8 大学教育の質の保証

「大学情報の積極的発信（主な取組 8-2）」においては、評価業務の効率化の観点からも、「情報の提供にあたっては、国立大学法人評価や認証評価においても大いに活用する」というような表現を加えるべきである。

また、「国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（主な取組 8-5）」において、「キャンパス・アジア」の取組と限定的である。関連した他の取組例も示すことが必要である。例えば、インドネシアをはじめとした東南アジア諸国との交流が盛んな大学もあり、UCTS（UMAP Credit Transfer Scheme：UMAP 単位互換方式）や ECTS（European Credit Transfer System：欧州単位互換制度）や、東南アジア諸国との交流も含めた真の国際的な高等教育の質保証の取組を国として推進していただきたい。

③基本施策9 初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実

大学で学ぶべき内容、身につけるべき資質・能力などについて縷々述べられているが、それらは大学だけで習得させることができるものでもなく、高大の接続に着目するだけでも不十分であると考えられる。『生きる力』『確かな学力』という、幼児期からの多様で豊富な体験等から習得したものをベースに、各学校段階で教科学習を通じて知識を積み上げたものが、最終的には高校や大学での教育の下地になっていくという考えのもと、幼児期から一貫した校種間接続という視点での記述が必要である。

④基本施策12 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

大学教育に続いて、大学院がキャリア教育・人材養成の面において果たすべき役割も大きく、この点についても明記していただきたい。

⑤基本施策14 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学の研究 力強化の促進

国立大学のミッションには、世界トップレベルの研究のみならず、次代に繋がる基礎研究、多様な分野の後継研究者育成もある。特に、中小規模大学の博士課程においては、地域活性化を担う人材育成機能や地域全体のコーディネート機能がある。そのような役割についても記載いただきたい。

また、基本的考え方において、世界を牽引するリーダーの養成のため、大学院教育の強化が掲げられているが、主な取組にその観点での記載がない。世界を牽引するリーダーの養成に関する取組についても明記していただきたい。

⑥基本施策15 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、 グローバル人材育成に向けた取組の強化

基本的考え方においては、「日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解に加え、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材の育成が急務」とされているが、主な取組においては、語学や海外経験だけが強調され、日本の文化理解等の能力を獲得させるための取組がない。高大連携を重視した入試制度改革、教養教育を充実させ、日本文化や歴史観など、日本人として必要な素養について、またそれらを世界に発信していく力の養成についても、取組で強化されるべきと考える。

これらだけでなく、さらに、初等教育の段階からの職場体験、ボランティア活動など、体験的な学びを深めることで、日本の文化に対する理解が深まるとともに、学ぶ意欲や広い世界に出て行こうとする意欲も養われると考えられる。そのような視点からもグローバル人材の育成について整理していただきたい。

⑦基本施策16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

わが国は諸外国に比して、教育費に占める家計負担割合が高く、昨今の経済情勢等の悪化等による経済的困窮のため、学修意欲・能力のある学生が安心して勉学に励むことが出来ず、大学としても授業料減免措置の予算が追いつかない状況にある。以上のことから、教育費に占める家計負担割合について、例えば英国並みにする等の数値目標を掲げることや、給付型奨学金制度の導入を検討する旨の記述が必要である。

⑧基本施策20 地域社会の中核となる大学を支援するCOC構想の推進

現在でも地域の大学は地域住民の課題解決や地域の再生支援・活性化に大きく貢献しているが、地域からより存在感のある位置づけを得るには、大学が有する様々な知・物・人・資源を有機的に活用するだけでなく、政策的にも地域との連携を推奨することが不可欠である。地域の産業界や行政およびそれらを支える人材育成においても益々高いレベルでの対応が要請される中で、地域を活性化する連携活動を円滑に推進するためには、各自治体、特に地場の産業界、商工会、文化団体、行政や教育委員会との強い連携が必要なので、中教審からもしかるべき施策等の提起していただきたい。

この他、地域にある大学の存在意義は、地域の文化を育む情報・技術の共有並びに発信基地としての機能も有することにあるので、COC構想を行う大学は、地域の文化を育み、心豊かな人間生活を持続的に支援するものでなければならない。

また、地域における企業の役割は重要であるので、地域の課題を解決するために、企業も参加可能なシステムの導入を検討していただきたい。

⑨基本施策25 大学におけるガバナンスの機能強化

ガバナンス機能の強化について必要な検討とあるが、具体的例示がない。

また、「各国立大学に与えられたミッション」とあるが、ミッションは基本施策26にもあるように、社会の要請を踏まえて、大学の社会的な使命を達成する立場から各大学が責任を持って決めるものであり、与えられるものではないので、「各国立大学が社会と約束したミッション」としていただきたい。

⑩基本施策26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化

基本施策19にも記述されているように、大学は複数の機能を有しており、大学間の連携・再編成は、その機能を強化するために行われるもので、機能別分化を前提に意図しているものではない。あくまで大学間の自主的な判断に基づき、その社会的な使命を果たすために行われるべきものであることから、大学の自主性、自律性及び教育研究の特性を損なうものではない旨を明確に記載するべきである。

また、【基本的考え方】において、「機能別分化に向けた改革を推進する」とあるが、「それぞれの機能を効果的に発揮するための改革」等の方が趣旨を正しく反映していると考えられる。

⑪基本施策27 大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備

法人化以前からの国立大学の使命・役割は変わっていないが、これらを継続的かつ安定的に進めつつも、国立大学が自ら改革し機能強化を行うためには、優秀な教員等人材の確保や教育研究環境の充実は不可欠であり、財政基盤の強化が必要である。しかしながら、法人化以降、国立大学運営費交付金がトータルで約 1,000 億円が削減される等、国立大学は基礎体力を維持することが困難な現状であることをご理解いただき、基盤的な経費については中長期的な視野の中で継続して確保し措置するといった趣旨の記述を望む。

以上

公短大協第51号
平成24年9月14日

中央教育審議会
教育振興基本計画部会
部会長 三村 明夫 様

全国公立短期大学協会
会長 難波 正義

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に
係る意見等について（回答）

文部科学省生涯学習政策局政策課より平成24年8月28日付け事務連絡でご依頼のありました標記意見照会に対し、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

第2期教育振興基本計画の審議経過報告に対する意見・提案等

平成24年 9月14日

全国公立短期大学協会

前文【報告(P2)】

- 今回の基本計画は、誰に呼びかけたものか。「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的学び」とあるのは、国民一人一人への呼びかけに見える。しかし、基本計画を実現すべき主体への言及が曖昧であるように感ずる。
- 「人に絆」が強みとの認識ですが、いじめ、不登校、精神的病みなど、現在の主要な傾向はこの「絆」の崩壊にあり、震災やその後の復旧過程で示されたもののみを一面的に強調するのは如何か。本文のほうではその「反省」も指摘されているだけに、現実を直視する必要があるように思われる。被災地でも「共同体」の機能が維持しえていたところとそうでないところでは対応に差がでたとの指摘もある。

第1部 我が国における今後の教育の全体像

I 教育をめぐる社会の現状と課題【報告(P3~8)】に関し、

- 教育の使命を実現させるべき場が、「社会の諸情勢」に加えて「東日本大震災の衝撃」にわたって分析されているのは、当然と言えば当然で了解できる。さらに、そのなかに見出された「希望」「東北発の未来型教育モデル」が、課題解決のキーの一つとなると指摘しているところは了解できる。しかし、「社会システム転換に必要性」から「国民全体の幸福の実現」への道筋を、公立短期大学の教育・研究にどう具体化していくかは、これまでの歴史的蓄積のなかからキーになるものをいくつか確定して、それを継承・発展させていく道筋を立てることとなり、簡単ではない。そこが最も重要であろう。
- 「日本人の使命」などの強調が見られますが、「地球市民」として成長する過程をもっと重視すべきなのでは。教育が「国益」に従属するかの感をぬぐいきれない。
震災からの教訓に、なぜ原発事故や「安全神話」の問題がでていないのか、理解に苦しむ。
- P4・(格差の再生産・固定化) 5行目「・経済的格差」の後に「性別による格差」を加える。
- P4・(3) 東日本大震災からの教訓(東日本大震災がもたらした衝撃)の1つ目の○の4行目の「全国に及んでいる。」の後に「加えて、原子力発電所事故に伴う放射能汚染の除去をはじめ今後の原子力発電所の在り方など喫緊の課題となっている。」を加える。
- P6・(新たな社会モデル～知識を基盤として自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の実現～)の4つ目の「○」の1行目「の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を旗印とする。」を「に向けた一人一人の主体的な学びを実現するための生涯学習社会の構築を目指す。」に改める。

Ⅱ 我が国の教育の現状と課題【報告(P9~P16)】に関し、

- (小学校就学前教育段階) について、「小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う意義を有するものであり」との記述があるが、OECDからも指摘された「乳幼児期からの学力・就業力形成」に関するエビデンスに基づく課題の記述が、欠けているのではないかと。
- また、計画全体に幼児教育について「幼稚園」の記述しかない個所が多いが、「認定こども園および幼稚園」と記載すべきではないかと。
- 大学のガバナンスの機能強化をいうなら、安定した財政基盤の保障と一体的に論ずるべきである。また、大学等の多様な自律的展開を流すための政策誘導を図るとは、結果的に自律的ではなくなるのではないかと。公立大学に係るガバナンスへの言及が欲しい。
- (高等教育段階) 「公立大学」「短期大学」へ、いささかでも焦点を当てた言及があるべきではないかと。ないのに驚いている。
- P 1 2 ・ ② 高等学校進学以降の段階における現状と課題 (高等教育段階) 1 つ目の○の6行目の「地域間の進学率には差が存在している。」の後に、「さらに、性別による進学率にも格差があり、女子の四年制大学進学率は男子よりも10ポイントほど低いのが現状である。」を加える。
- P 1 4 ・ 1 行目の「大学」を「大学等」に改める。
- P 1 6 ・ (教育課題が依然として指摘される要因の例) の3つ目の「・」の5行目の「学校」を「各教育機関」に改める。

Ⅲ 4つの基本的方向性【報告(P17~P25)】に関し、

- これから、本学の自己点検・評価を行い、この4つを単に並列的ではなく組み立て、(高等教育段階修了までに身につける力とその方策) に具体化する道を探りたい。
- P 1 7 ・ (第2期計画が目指す4つの基本的方向性) の1つ目の「○」の3行目「「自立」「協働」「創造」」の後に「に向けた一人一人の主体的な学習の達成」を加え、同3行目の「新たな社会モデルを実現するための」を削り、4行目の「構築を旗印として」を「実現に向けて」に改める。
- P 1 7 ・ 2 つ目の「○」の4行目の「拡大を食い止める」を「是正する」に、5行目の「社会づくり、地域づくり」を「地域づくり、社会づくり」に改める。
- P 1 7 ・ (学びのセーフティネットの構築) の1つ目の「○」の2行目の「基礎的な条件として、」の後に「学習環境を整備し」を加える。
- P 1 9 ・ (学校内外の多様な環境からの学び) の2つ目の「○」の6行目の「図るため」の後に「の」を加える。
- P 2 0 ・ (高等教育段階終了までに身につける力とその方策) の3つ目の「○」の2行目の「大学教育」を「高等教育」に改める。
- P 2 0 ・ (多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備) の2つ目の「○」の1行目の「大学・」の後に「短期大学・」を加える。

IV今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき支援【素案(P24～P27)、報告(P26～30)】に関し、

- 公立短期大学としては、この視点が設置者に十分理解され、教育投資の在り方に着実に反映される道筋の確立を期待する。
- 原発事故を教育の問題として捉え返す視点を重視すべきである。事故処理、放射能の封じ込め、放射性廃棄物の処理など、科学に期待される課題は大きく、再生エネルギーの開発と両輪で取り組まなければ、「人の住めない土地」は無限に拡大していくことになる。この現実と向きあわない教育政策では意味がないのではないか。
- P26・(教育政策の目的)の3つ目の「○」の1行目の「自立」「協働」「創造」の後に、「に向けた一人一人の主体的学び」を加え、3行目の「国として」を「国が」に改める。
- P27・②の1つ目の「○」の1行目の「自立」「協働」「創造」を前提としたを「自立」「協働」「創造」に向けた一人一人の主体的な学びを基本とした」に改める。
- P28・(他の行政分野との連携)の1つ目の「○」の2行目の「密接に関連するものであって」を「密接に関連しており」に改め、「I(2)に掲げた様々な社会的課題についても教育政策のみでは解決できないものが多いと考えられる。このことから、」を削る。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策(案)

～4つの基本的方向性に基づく、8つの成果目標と29の基本施策)

I 4つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成「基本施策1～基本施策12」【報告(P32～P65)】に関し、

- 基本施策4：「幼児教育の充実」について
今後5年間の国の教育振興基本計画に記載される就学前教育の「主な取り組み」について、認定こども園改正法案の通過した時点での、具体的な記載が不足しているのではないか。「幼児教育の質の向上」のために、保育所で教育を受ける子ども、幼稚園で教育を受ける子ども、認定こども園で教育を受ける子どもの、それぞれについて、国は「子どもの学習する権利」を守るためにどのような方策を持っているのか、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の研修システムのあり方、養成課程のあり方、保育所保育指針、幼稚園教育要領、子ども指針(仮称)等の見直し等、今後の教育制度改革に必要な骨子を、今回の方策に明示すべきである。
- 基本施策7-6 短期大学の役割・機能の検討推進の「さらに検討を図る」方策の内容への言及が欲しい。
- P51・【主な取組】7-6「短期大学の役割・機能の検討推進」を「短期大学教育の充実」に、2行目の「短期大学士課程についても」を、「短期大学士課程教育についても」にそれぞれ改め、「授業計画の充実など大学教育の質的転換をめぐる課題は共通するものであり、」を削り、3行目の「その特性を踏まえつつ」の後に「充実を図るとともに、」を加え、4行目の「検討を図る。」を「検討を行う。」に改める。

- P53・基本施策8【現状と課題】3つ目の○の1行目、及びP54・【主な取組】8-1の2行目、「大学」をそれぞれ「大学等」に改める。
- 基本政策8-3大学評価の改善：認証評価を受けている現状から大学評価・学位授与機構の短期大学機関別評価からの撤退で認証評価の後退を感じている。
- P64・【主な取組】12-3の3行目の「大学」を「大学等」に、11行目の「先導的な試行などの取組」を「検討」に改める。

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成「基本施策13～基本施策15」【報告(P66～P73)】に関し、

- P69・基本施策14【現状と課題】4つ目の○の1行目の「大学」を、及び【主な取組】14-2の3行目の「大学」をそれぞれ「大学等」に改める。
- P71・基本施策15【現状と課題】の3つ目の「○」の1行目の「大学」を「高等教育機関」に改める。
- P72・【主な取組】15-3「大学・専修学校」を「高等教育機関」に改める。

3. 学びのセーフティネットの構築「基本施策16～基本施策18」【報告(P74～P83)】に関し、

- P76・【主な取組】16-4の4行目の「を着実に実施する等」を「の着実な実施、給付制度導入の検討等」に改める。

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成「基本施策19～基本施策21」【報告(P84～P90)】に関し、

- P84・【成果目標8】＜高等教育・生涯学習関係＞①の1行目、及びP87・基本施策20【現状と課題】の1つ目の「○」の3行目並びに、3つ目の「○」の1行目の「大学」を「大学等」をそれぞれ改める。

II 4つの基本的方向性を支える環境整備「基本施策22～基本施策29」【報告(P91～P105)】に関し、

- P97・基本施策25の見出しの「大学」、及び【主な取組】25-1の「大学」をそれぞれ「高等教育機関」に改める。
- P97・【基本的な考え方】1つ目の「○」の1行目、及び【現状と課題】1つ目の「○」の1行目の「大学」を「大学等」に改める。
- P101・基本施策27 公立大学の財政基盤をどう位置付けているのか分からない。追記を願いたい。

◎提案

○教育振興策を論じているはずなのに、高等教育については4年制大学のみが取り上げられている。またはほとんど4年制大学、しかも問題によっては主要な国立大学、有力な私大にのみかかわる事項・政策に偏重しているきらいさえある。短期大学や高等専門学校なども、そこに含めているつもりといわれるかもしれませんが、結局は、個々の政策執行過程で、これらの「小規模」短大・高専は、政策課題の対象から外されていく。

少なくなったとはいえ、我が国の高等教育機関の体系に位置づけられ、それなりの役割を果たしてきた（また現に果たしている）これらの教育機関を、現在の主要な教育振興策に中で位置づける視点を欠落させては、問題を残すことになる。地域との協働が叫ばれる一方、こうした地域密着型の教育機関の今日的な位置づけを改めて考え直していただきたいと思う。「考えていないわけではない」というのは、常に「いいわけ的」な表現にとどまり、具体化したことがありません。

◎総括的な意見・感想等

○四年制大学と短期大学について、大学等と一括りとするのではなく、それぞれの意義や役割を明確化した表記をお願いしたい。

○短大に関して、具体的な言及がないため、意見や感想も「抽象的」になる。原発事故の放射能汚染地域の住民が、「棄民」政策の犠牲とならないように願うとともに、「小規模」の高等教育機関に働く教職員、そこで学ぶ学生たちが、結果として「棄～」の憂き目をみないで済むような教育振興策を期待している。

また、新たな教育振興計画などを策定する場合、第1期の総括、それ以前を含めて、教育の現場ではどのような取組が行われ、何が問題としてあったか、現状と問題の所在、その原因や理由・背景について、国の教育政策の反省的な検討を踏まえて、教育関係者のなかで共通認識を得るための努力が不可欠ですが、今回の審議過程からはそのような点がよくみえません。読み方の問題かもしれませんが、当事者である教育関係者が「我がこと」と感じられるような計画にしてこそ意味があると思いますので、大変な努力のなかで審議を行い、まとめられている労を多とするためにも、広く現場での意見を反映させるプロセスを重視していただきたい。よく行われるパブリック・コメントは、そのひとつの手法に過ぎないのであって、それを経ればよしの姿勢は「上から目線」といわれかねないと思う。

○ここで述べられていることはまさにその通りであると考える一方で、大学全入時代を迎えた今日にあって、厳しい選抜を経ずして大学に入った学生を対象に、高等教育としての質保証を行っていくことは容易ではないと思う。質保証を全うするためには、出口でのチェックを厳密に行う必要があり、多くの留年生が生じることを覚悟しなければならない。また、それを良として受け止める姿勢や意識が保護者や社会・企業に求められる。そもそも、その前提として初等中等教育段階での教育の水準が保障されることが不可欠である。

確かに、現状における様々な課題を解決していくことは待ったなしであり、こうした改革を遂行するために、教育に対する国民全体の認識を改めていくことを国の教育行政に求めていきたい。

審議経過報告に対する意見

「成果目標 7 (安全・安心な教育研究環境の確保)」に係る成果指標「②避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備の推進」について

(意見)

避難所に指定されている学校が都道府県立学校の場合、避難所の指定を行う市町村との間で、施設・設備(備蓄品を含む)の整備・管理の主体や費用負担に関する考え方の整理が必要となる。

学校の施設・設備の整備については、設置者がその費用を負担することとされているが、防災機能強化に向けた取組を進めていくため、学校運営とは直接関係のない避難所に関する施設・設備(例:備蓄品の倉庫等)の整備費用を市町村が負担することができるかなど、整備・管理の主体や費用負担について検討をお願いしたい。

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に関する意見

社団法人全国幼児教育研究協会

はじめに

近年の子ども・子育てをめぐる環境は厳しい状況にある。そのような中で、本報告の幼児教育に関する施策が「幼児期など、早期の段階における教育の充実が重要な課題となっている。」との現状認識のもとに構成されていることに、大いに勇気付けられる思いである。

本会は、幼稚園教員・保育所保育士の資質向上を目指した研究団体として、これまで幼児期の教育の充実・発展に尽くしてきた立場から、第2期教育振興基本計画が真に子どもの最善の利益につながることを願うものであり、国の財政的裏づけとともに、この国の人材育成に関する施策の基となるものであってほしいと切に願い、以下に意見を述べる。

記

1 幼児教育における学級規模及び教職員配置の適正化について（基本施策4）

- これからの社会を生き抜く力の育成に当たっては、幼児期から「多様な人とのかかわり」の経験を積み重ねていくことが重要である。
- 近年、子どもの育ちの危機と言われ、発達の個人差は大きく、教育ニーズが多様化している。学級担任には、こうした一人一人の子どもの発達や学級集団の状況に即した指導的確さが求められている。
- 学級担任が的確に対応し、子どもたちが人とのかかわりを豊かに経験できる学級の人数は、3歳児と4、5歳児では異なり、おのずと学級規模は年齢によって異なるを考える。
平成23年に本会が全国規模で行った学級の規模に関する教員の意識調査（「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」意識調査）によると、教員が教育効果を高めるために望ましいと考える学級の人数は、概ね20人～25人であった。発達段階を考慮して生活習慣を個々に身に付けることが優先される3歳児については、20人以下が望ましいという調査結果も出ている。
- また、認定こども園制度の改善によって幼児教育と保育の総合的提供を進めるとすると、保育所の人員配置基準を踏まえて、学校教育としての幼児教育の学級規模の適正化を図るべきであり、質の高い幼児教育・保育の実現に向けて、教職員配置の適正化について十分検討される必要があると考える。
- 以上のことから、学級規模及び教職員配置の適正化検討に当たっては、「教育上の様々な課題」に加えて、「年齢による発達の特性や課題」の視点からの具体的な在り方の検討の必要性の記述をお願いしたい。
- なお、財政の課題として、地域・公私格差の出ないような制度設計、財源確保の必要性についても記述されたい。

2 幼児教育の無償化への積極的な検討について（基本施策 16）

- 幼児期の教育については、教育基本法に位置付けられ、学校教育法改正によって幼稚園が学校の最初に規定されたことにより、その重要性が広く国民に周知された。そこで、全ての 3 歳児以上の幼児が質の高い教育を受けられるよう、無償化を是非、推進していただきたい。
- 保護者は、経済的負担の軽減のため、無償化に大きな期待を寄せている。幼児教育の無償化は、子育てしやすい社会の実現につながり、国家の危機である超少子化への有効な対策の一つと考える。
- また、認定子ども園制度の改善が進められるなかで、幼稚園・保育所・認定こども園のいずれの施設においても幼児教育を充実させるためには、無償化は不可欠である。
- 本報告書の「Ⅱ 我が国の教育の現状と課題」のなかに示されている、小学校就学前教育段階に関する教育費の公私費負担割合を見ると、OECD平均に比べて日本における公財政支出の割合は半分である。「教育立国」としての日本の教育振興基本計画の施策としても幼児教育の無償化は、必然と考える。
- そこで、財源、制度等の問題を総合的に検討することにより、早期に無償化を実現するよう記述していただきたい。
- さらに、無償化が質の向上につながるようにするためには、幼稚園・保育所・認定こども園、いずれの施設でも確実に質の高い教育活動が展開されるような仕組みづくりが必要である。そのため、教員・保育士の資質向上を図る研修制度の重視についても検討していただきたい。

第2期教育振興基本計画に向けての意見

関西学院 大阪インターナショナルスクール 校長
サール・ジョン John Searle

私はインターナショナルスクール協議会(JCIS)の会長ではありますが、以下の意見はJCISの総意という訳ではなく、あくまでも大阪インターナショナルスクール校長としての意見です。

1. 日本の国際化をより進めていく上でインターナショナルスクールは重要な役割を果たすことができる。グローバル化、国際化というときに、視線は海外に向けられて留学や留学生の受け入れといった議論は多く出てくるが、日本国内にあるインターナショナルスクールの存在は忘れられがちである。特に私が会長を務めるインターナショナル協議会(JCIS)は一定の基準を満たした信頼できるインターナショナルスクールの集まりであり、その特性を活かすような支援を受けることによって日本の教育界に良い影響を与えることができる。
2. 具体的な例として英語教育、第二言語としての日本語教育やICT教育はインターナショナルスクールで先進的な取り組みを行っている。また、国際バカロレア等に代表される生徒と教員、双方向の教育の方法についてもワークショップなどを開催することによってスキルを磨いているが、ここに日本の教育機関も参加することによって得られるものは多いと確信する。
3. インターナショナルスクールとしても日本の文化や教育から学ぶことは多い。日本独自の特別支援教育の手法等を学びながら、日本国内で価値のある教育機関として発展するためには文部科学省等の公的な支援を受けることが必要である。独自の取り組みを尊重していただきながらより強固な協力体制が出来上がることを期待したい。

以上

平成 24 年 9 月 5 日

中央教育審議会
教育振興基本計画部会会長
三村 明夫 様

全国連合小学校長会長 露木 昌仙

第 2 期教育振興基本計画審議経過報告についての意見

中央教育審議会教育振興基本計画部会がこれまで第 2 期教育振興基本計画策定に向けて具体的な成果目標や方策等について審議を進めてこられたことに対しまして敬意を表します。

全国連合小学校長会は、本年 2 月に「第 2 期教育振興基本計画の策定についての意見」として、これまでの第 1 期の計画では明記されなかった具体的な数値目標の設定、教職員定数改善計画等の策定や教育の諸条件の一層の整備などを要望してきたところです。

今回、第 2 期教育振興基本計画審議経過報告（素案）がまとめられましたが、さらにご留意いただきたい事項について下記のとおり申し述べます。

記

1 公財政教育支出の増額を図り数値目標を設定いただきたい。

○公財政教育支出の GDP（国内総生産）比については、OECD（経済協力開発機構）諸国の平均が 5.4%であるのに対して、我が国は 3.4%となっている。昨年度との比較においても 0.2%減少している。年次の数値目標を盛り込んだ公財政教育支出の増額計画を策定いただきたい。

2 教職員定数改善年次計画を策定いただきたい。

○きめ細やかで質の高い教育に対応するためには、教職員体制等の整備が必要である。全学年で学級編制の標準を 35 人以下に引き下げることや習熟度別指導、震災復興のための加配教職員定数を増やすことなど小学校教職員の配置率の引き上げを図る年次の数値目標を盛り込んだ教職員定数改善年次計画を策定いただきたい。

また、正規の教員採用選考を経ない臨時的任用の教員など非正規教員の割合が昨年度は全国平均で 16.0%に達するなど、教育の質の確保に向けての課題となっている。非正規教員を抑制することにご留意いただきたい。

3 特別なニーズに対応した教育を推進するために人的な措置を含めた支援体制について、年次の数値目標を盛り込んだ計画を策定いただきたい。

○インクルーシブ教育システム構築のための合理的配慮及びその基礎となる教育環境の整備、帰国・外国人児童に対する教育の充実など特別なニーズに対応した教育の推進のために、人的な措置も含めた支援体制の年次の数値目標を盛り込んだ計画を策定いただきたい。

4 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語活動、情報教育等の充実）のための教育環境の整備について、年次の数値目標を盛り込んだ計画を策定いただきたい。

○新学習指導要領の趣旨である「基礎的・基本的な知識および技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「言語活動の充実」などの教育活動を実施するためには、施設・設備、教材等の整備を計画的に図る必要がある。また、それらの整備状況などに各都道府県の財政状況等による違いがあることから、全公立小学校の教育条件を均しく向上させる年次の数値目標を盛り込んだ計画を策定いただきたい。

5 学校の安全を一層充実するために、非構造部材を含めた学校施設の耐震改修について年次の数値目標を盛り込んだ計画を策定いただきたい。

○東日本大震災においては、学校施設の非構造部材にも多大な被害が見られた。児童が安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たす学校施設の耐震化等の整備を非構造部材も含め耐震改修を進める年次の数値目標を盛り込んだ計画を策定いただきたい。

6 成果目標及び成果指標を数値化する際には、各学校等が数値のみにとらわれることがないようにご留意いただきたい。

○全国各小学校の児童、教職員、地域などの状況は様々である。また、各都道府県、市区町村教育委員会の教育施策にも違いがある。そのような状況の中で一律画一的に数値目標達成を求めれば学校現場の混乱は必至である。慎重にご検討いただきたい。

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に係る意見等について（回答）

指定都市教育委員・教育長協議会
(事務局：岡山市教育委員会)

平成24年8月17日付け及び平成24年8月28日付け事務連絡にて依頼のありました標記の件に関しまして、以下のとおり回答いたします。

なお、本回答は本協議会の各都市からの意見を整理したものに留まることを申し添えます。

【審議経過報告に対する意見】

○ 第1部Ⅱ－(1)－①(義務教育段階)

- ・ 教職員定数の改善も重要なことであるが、単に数を増やすのではなく、免許取得にかかわる実習の内容の精査や、仮採用期間の身分のことであるとか、質の向上を図る取組が問われている。
- ・ コミュニティの再構築における福祉行政などとの連携は非常に重要であると考え。学校を取り巻くコミュニティそのものはさまざまな形で存在しており、学校中心に再構築していくことは困難を極め、学校の負担を増加するのみである。
- ・ ICT等を活用した効果的・効率的なネットワーク形成や校務の改善を図るためには、国策として全面バックアップする必要があると考える。

○ 第1部Ⅱ－(1)－②(高等学校教育段階)

- ・ 高等学校の形態が多様化する中、それぞれの学校の学科・課程及び教育目標に応じた確かな学力の育成や教育の質の保証が強く求められる。

○ 第1部Ⅲ－(1) 社会を生き抜く力の養成

- ・ 「社会を生き抜く力」と「生きる力」は軌を一にするものであると書かれているが、その関係性が記述からは十分には読みとれない。

○ 第2部Ⅰ－1－(1) 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

- ・ いじめ、暴力行為等の問題への対応について「現状と課題」の項に書かれているが、事後の対応についての記述であり、「主な取組」の項にも同様の記述がなされている。いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防ぐ予防的な取組についての記述が少ないように思われる。

○ 第2部Ⅰ－1－(1) 基本施策4 幼児教育の充実

- ・ 就学前教育に係る国の施策について、将来的な見通しがなかなか見えない状況がある。質の高い幼児教育・保育の総合的提供という言葉で説明されているが、その中身や方法について具体的な取組が書かれていない。

○ 第2部Ⅰ－2 未来への飛躍を実現する人材の養成

- ・ グローバル人材の養成は必要不可欠ではあるが、自分の生まれ育った郷土や地域に対する愛着を持ち、国際的な視野をもちつつ地域視点で地域のために行動するグローバル人材の養成という考え方が地域力の強化につながり、ひいては国全体の活性化には欠かせないと考える。

【答申にむけての提案】

○ 第2部I-1-(1) 1-3 高等学校教育の改善・充実

- ・ 中教審初等中等教育分科会高等学校教育部会（第10回）における「課題の整理と検討の視点（案）」の内容を十分に踏まえた答申となることを期待する。

○ 第2部I-1-(1) 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

- ・ いじめ、暴力行為等の問題を未然に防ぐための取組について記述すべきと考える。
取組例としては、望ましい集団活動の中で個性を伸ばしていけるような活動の充実、学級や学校における諸問題を児童生徒が話し合いによって解決したり、協同的に他者の思いや願いなどを理解して集団としての意見をまとめたりする活動の充実、アンケートや学級適応感を調べる調査を活用して学級における個や集団の状況を客観的に把握する取組の推進などが考えられる。
- ・ 本案では、いわゆる知に関わることが基本施策1に、徳・体に関わることが基本施策2に書かれているが、知徳体のバランスよい伸長を基盤とした生きる力の育成を目指すことを考えると、徳・体について、施策を分けて記述すべきである。

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見について

平成24年9月14日

中核市教育長会

《全体的事項》

○「成果目標と成果指標」の設定について

教育に成果主義を導入し難い理由を「成果目標の考え方」として注記した上で「成果目標と成果指標」を設定していることは評価できるが、「現場主義」の立場に立てば、具体的方策として設定される「基本施策」、特に「主な取組」それぞれについて検証改善することが現実的であり、教育振興基本計画として望ましいのではないかと。

《個別的事項》

○「基本施策5 特別なニーズに対応した教育の推進」について

障害のある者がその「能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育」を受けられるようにするためには、一定水準の基礎的環境整備を保障するための財政措置等の条件整備が必要不可欠である。

インクルーシブ教育システム構築の理念が先行し、保護者の希望が優先しがちな現状を踏まえながら、就学前の実態把握と就学相談の充実並びに就学前の個別の教育支援計画作成を取り入れた就学手続を考慮すべきである。

○「成果目標3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」の「成果指標」について

「成果目標3」は、「生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」であり、当然学校教育だけでなく家庭や地域社会の中でも修得され、または発揮される力と見なすべきである。従って、成果指標は、学校以外での活動状況を指標にすべきではないかと。

○「基本施策2-1 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」について

先に中核市教育長会として、「家庭が果たすべき役割やその徹底を図るための施策を明確に示すべきである」と意見表明したところであるが、「基本的考え方」及び「現状と課題」において、家庭教育の重要性が具体的に示されたことは評価できる。しかしながら、「主な取組」に、役割の徹底を図るための具体的な施策が十分に示されているとは言えない。

例えば、各学校に現に組織されているPTAは、親と教師が共に学び合う機能を有した組織であり、その見直し及び充実を図ることも一方策として必要であることなど、具体的取組のさらなる検討を望む。

○「基本施策2-2 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革」について

地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立のため、県費負担教職員の人事権については、特例条例ではなく、法改正による基礎自治体へ権限移譲の早期実現が必要であることから、いたずらに時間をかけることなく、「改革」実現を図るべきであり、期限を明示して一層の促進を期していただきたい。

基本施策 19

活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備の推進

【主な取組 19-1、19-2】

学校を起点にコミュニティの形成・活性化を図るためには、その中心となる人材の確保が成功の鍵を握る。この役割を教育活動と並行して学校で取組むには限界があり、仮にその人材を地域に求めるとしても地域コミュニティが形成されていなければ人材発掘は難しい。また、協力相手の情報提供をしても、具体化するまでの調整役がいなければ負担が大きく、熱心な教員の努力か、地域の人材に恵まれるかの個人の資質頼みになる恐れがある。「調整役」という1つの職種を創設しなければ、発展・拡充は厳しいものとする。

なお、学校教育に地域の力を取り入れることで教育側のメリットだけでなく、学校と地域がWIN-WINの関係を築けるような工夫が必要である。学校側から地域のメリットとなるアプローチ、教育活動として学校が地域貢献する取組があると効果的ではないかと考える。

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見について

全国国公立幼稚園長会

はじめに

我が国の今後の教育が、様々な変化に対応し、危機を乗り越えていくことのできる人の生き方を方向付けるものとして、「第 2 期教育振興基本計画 審議経過報告（素案）」を拝見いたしました。幼稚園は、子どもが会う初めての学校であり、集団生活を通して幼児一人一人の発達に応じた指導を行うことで人格形成の基礎を培い、生きる力の基盤を身に付けるという役割を担っています。教育のはじめの部分である幼児期から児童期、青年期と至り、生涯学習を積み上げていく日本の教育の重要性を思い、本会としての意見を以下に述べます。

記

0 前文について

- 今まさに我が国にもとめられているもの、それは「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学びである。」この書き出しの一文はこの計画全体を言い当てたわかりやすく奥深い一文と感銘する。どの世代の人にも当てはまるもので、幼稚園教育要領に基づいて行われている幼児教育の理念でもあると考える。
- 四段落目の文章で、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指すことが、我が国が直面する危機を回避させるものと強調したいというメッセージは必要感に迫るものがある。

第 1 部 我が国における今後の教育の全体像について

I 教育をめぐる現状と課題

- (1) 教育の使命は普遍的な理念として継承すべきことであり、3つの柱は、前文に出ている「自立・協働・創造」にも通じる日本人の育成として重要であるとする。
- (2)(3) では、諸情勢の変化が描かれ、課題把握がわかりやすい。また、東日本大震災からの教訓を位置づけていることも欠かせないと思う。多くの衰退情勢からの脱却を見出すために、我が国本来が持ち続けてきた豊かな文化や、高い科学技術、緻密な基盤技術、勤勉性や協調性、思いやりの心、基礎知識のレベルの高さ、人々の絆など、日本人の持つ強みを忘れてはならないと明記することは大切である。このようなポジティブな視点を生かした考えをすすめることは、「いじめ」問題の解決策にもつながると考える。
- (4) 負の連鎖を正の連鎖に転換し閉塞感を打破していくために考えられた旗印としての「自立」「協働」「創造」の生涯学習社会の構築は、日本人が自分自身の生活に安定感をもち、生き甲斐をもち、世界からも信頼・尊敬される国として発展するために求められるものである。

II 我が国の教育の現状と課題

- (1) ①小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う意義を有するものであり、教育の機会の確保と質の向上を図ってきたという現状の中で、教育費負担の軽減に向けた条件整備が引き続きの課題となっている。しかし、中段で認定こども園の増加数と家計の教育費負担とを少子化の要因と結びつけた書き方になっているが、教育費の負担感を感じるのは児童期以降の方が増加するので、この項で少子化の要因と記載することは適切ではないように考える。幼稚園就園率50.1%・保育所入所率41.5%（計91.6%）と9割以上が就園しているのであるから、小学校就学前教育としての意義を鑑み、教師の研修等、質的向上への条件整備も重要な課題として表記して欲しい。
- ③生涯学習に関する現状と課題 の6番目の○で家庭教育における保護者の役割が記載されている。この重要性を伝え、保護者が保護者として成長していく生涯教育を推進していくことも大切である。

III 4つの基本的方向性

- 少子高齢化が進行し生産年齢人口の減少が予想される中、一人一人の能力を最大限伸ばしていくことや、学びを通じて自立・協働型の社会づくり、地域作りの推進として提示された4つの方向性はわかりやすく、幼稚園教育でも幼児教育でも柱となる方向性である。
- (1) 社会を生き抜く力の養成の項で述べられている力は「生きる力」「課題探求能力」「主体的・能動的な力」「臨機応変に行動する力」「コミュニケーション力」などで、確実に育てたい力である。「何を教えるのか」という視点のみならず「何を修得したのか」という視点が、学習者本人にとっても、学習を提供する側にとっても求められることの重視に賛成する。体験から学ぶ総合的な活動を実践している幼児教育における生きる力の育成に更に工夫努力していく意欲がわく。
- (2) 未来への飛躍を実現する人材の育成の項では、(1)で述べた力は国民全体の水準向上が第一に必要となると、ここでも幼児教育からの学びの重要性を痛感する。各方策を検討するに当たっては、教員の職務の状況・在り方や外部人材の活用等に触れていることは大切なことと考える。
- (3) 学びのセーフティネットの構築の項では、誰もがアクセスできる多様な学習機会を構築するために学校・家庭・地域などの連携のもと、各自が役割を果たすことが必要不可欠である。そのための整備を図ることは大変重要である。様々な困難への対応が書かれているが、この5年間の計画ならばこそ、東日本大震災の被災地対応を具体的に明確に記載すべきと考える。安全・安心な教育環境の整備として耐震化、安全教育の推進、家庭・地域との連携強化等は重要である。
- (4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成の項では、社会が人を育み、人が社会をつくる好循環システムとある。学校や公民館が地域コミュニティの拠点となっているが、幼稚園も今まで地域のセンター的役割をもち、拠点と成り、ここでの同様な絆づくりに貢献できると思う。そこでのPTAの存在や役割も大きい力になると考える。

IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

- 「教育機会均等」「教育水準の維持向上」が教育政策の最大の目的であり、この点は何時代の時代にあってもその本質は変わるものではないと記載があるのは心強い文言である。

また、縦の接続、横の連携・協働の環境整備が留意されることは大切なことと思う。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策（案）について

29の基本政策の中から幼稚園関係について以下に述べる。

- 1-4 学校間連携の推進として、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について具体的に記載されていることは、連携の意識が互いに高まり推進されることと思う。
- 2-3 一流の文化芸術に触れる機会や地域にける伝統文化に関する活動の体験は幼児期からも機会を設けることは必要と考える。感受性の育ちとして大切な機会である。
- 4-1 4-2 幼児教育の質の向上、小学校教育への円滑な接続のためにも教員の身分や研修の保障は欠かせない。また子育て支援活動や預かり保育等は、人員の確保が必要不可欠であるからして、ここに「財政支援を行う」「満3歳以上の小学校就学前のすべての子どもに対し、教育・保育に係る給付を保障する」とあることは大変心強い。
- 5-2 幼稚園にも特別支援教育体制の一層の整備を促すと記載されていることは有り難い。
- 基本施策10 現状と課題の4つ目の○に、子どもの頃の体験活動の豊富な人ほど大人になってから意欲・関心・規範意識が高い傾向と書かれているが、まさに幼稚園教育で実施していることが、この豊かな体験活動や遊びであることから、自然体験活動も読書活動も幼児からの積み上げが重要である。したがって、10-2は青少年と幼児とのかかわりや読書普及活動は幼児と児童生徒との関係の中でも推進されることも含めていただきたい。
- 12-1 キャリア教育の推進を幼児期の教育からと明記されたことは意欲がもてる。
- 13-3 各分野に興味関心をもち、創造性やチャレンジ精神を伸ばすためには、子どもたちに一流の文化芸術に触れる機会を提供することは重要である。ぜひ、幼児期からも一流文化に触れる機会を提供していただきたい。
- 16-1 幼稚園の就園率増加のため、経済的負担の軽減や無償化等検討されることは大変有り難い。
- 18-1 子どもたちの命を守るために安全安心な学校施設を整備することは不可欠である。耐震化の完了等、学校施設に含まれていることではあるが、幼稚園の耐震化も明記していただきたい。
- 成果目標8 成果指標＜初等中等教育・生涯学習関係＞⑥は、幼稚園におけるPTA活動の中で生かされると思われる。現実にも活発に進められている。家庭教育支援や親としての学びとしてここにPTAという文言が欲しい。19-1にも幼稚園からのPTAの存在を取り入れて欲しい。
- 23-1 質の高い教員を確保することや教職員配置の適正化は大変重要なことであり、財政的な裏付けが必要なことなので、ぜひ必要な措置をすすめていただきたい。
- 24-1 良好な教育環境の整備は必要である。耐震化等の必要性とも合わせて、温かみやゆとりのある生活空間としての「学舎」「学びの園」にふさわしい建物を造る理想をもって推進していただきたい。
- 東日本大震災からの復旧・復興支援では、屋外活動のできない子どもたちが居る現状を一日も早く改善されるよう、具体策の実行を切に願う。

平成24年9月14日

全日本中学校長会
会長 三町 章

第2期教育振興基本計画の策定に向けて

標記の件につきまして、全日本中学校長会としての意見を下記の通り述べさせていただきます。ぜひ、ご検討いただき計画に反映されますようお願い申し上げます。

記

1 特に強くお願いしたい内容について

・P93…主な取組

この項は、「公立義務教育諸学校の学校規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」報告に即して、できるだけ具体的に記述し直していただきたい。

義務教育段階で進めようとする施策・取組は、それを実践化する教職員体制等の整備が不可欠です。今回の検討会議報告はその具体的な方策を示しています。特に、5か年の定数改善計画、35人以下学級の実現、計画期間内の実施学年は中1から実施するなど都道府県の判断、特定の課題への対応等は重要な提案です。明記することを強く要望します。

また、新たに「学び続ける教員」「相互啓発する教員」を確保するための勤務環境の緩和について検討するなど、主な取組の一つとして検討を願います。教員の超過勤務の実態は、平成18年の調査以降、改善が図られたとは思えないからです。

2 内容に関して

・P5～8…「(4) 社会の方向性」

「健康・体力」は、すべての活動の基盤となるものであり、ここでその重要性を述べておく必要があります。また、第1部全体でもP10「(義務教育段階)」で体力低下等について、わずかに具体的に述べられているだけになっています。

・P10…「(義務教育段階)」

障害のある児童生徒が通常の学級に在籍する傾向や外国人児童生徒のも増加傾向にあります。第2部P45基本施策「特別なニーズに対応した教育の推進」との関連を図るためにも、このことについて述べておく必要があります。「○ 道徳教育については、…」の最後に加えると、次の「○ これらの課題…」につながっていきます。

・P10…「○ これらの課題…」

「少人数学級の推進など教職員定数の改善が図られているが、」とありますが、現在までのスピード感から冒頭に「漸次」を加え、「教職員体制の整備について検討が必要」の「必要」を「急務」と変え、強くアピールし、P93「基本施策23」につながるようにする必要があると考

えます。

- P1 1～1 4 「②高等学校進学以降の段階における現状と課題」
義務教育段階で指摘された「規範意識や社会性などの育成」など、道徳性に関する現状と課題についても述べるべきと考えます。高等学校進学以降、課題が解消しているとは思えないし、どの段階においても育成していく必要のある課題だからです。
- P1 9…「○ 上記を踏まえ…」
第2段落の2行目に、例えば「教員の増員をはじめ」といった文言を加え、先般出された「公立義務教育諸学校の学校規模及び教職員定数の適正化に関する検討会議」報告の内容を反映させるべきである。これに関しては、「教員の多忙な状況や学校への多大な社会的要求に対し、校務の効率化等では対応しきれない」旨を教育振興基本計画部会の席上でも発言させていただいており、検討会議報告を待っていたところです。
- P3 4～3 5 「主な取組」
家庭学習のすすめ等、家庭への啓発等の取組を新たな項として取り上げていただきたい。確かな学力の重要な要素である、主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせるためには、家庭等での自発的な学習（塾ではなく）を定着させることが絶対に必要です。また、高校生以上でも自宅学習の時間が少ないとの指摘があります。国としても取り組むべきと考えます。
- P3 4…1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等
第1段落の2行目、「特に」の前に「基礎的基本的知識・技能の習得に加え」を挿入し、タイトルの「新学習指導要領の着実な実施」の趣旨を生かすべきと考えます。
- P3 4…1-2 ICTの活用等による学びのイノベーションの推進
「実証研究の成果を広く普及すること等により、地方公共団体に学校のICT環境整備を促す。」とありますが、国は財政的支援を行わないと読み取れます。地方公共団体により財源の差があることから、国が主導し国の財源で進める必要があると考えます。
- P3 7…「現状と課題」
不登校に関して現状と課題を記述する必要があります。学校では生徒指導上の大きな課題の一つであり、ここで述べることで、P3 8 2-2へつながるものと考えます。
- P3 7…「現状と課題」～いじめ、暴力行為等の問題への対応について～
タイトルを例えば「いじめ等の問題行動への対応について」と変えるか、内容をいじめ、暴力行為等の2つに分けて述べるべきです。
いじめの問題を詳細に取り上げたため、内容が「いじめ、暴力行為等の対応」になっていません。また、「これらの問題に対し、①いじめは…」と続けて述べているため、いじめと暴力行為が同義語のようになっています。これは、小・中・高等学校や保護者、教育関係者、一般市民、マスコミ等、それぞれの立場で「いじめ」の受け止め方に混乱を生じます。
- P3 8…2-2 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実
全小中学校へのスクールカウンセラーの配置を明記していただきたい。教育相談体制の中でスクールカウンセラーの役割が極めて大きく、今後5年間の取組として位置付ける必要があるからです。
- P3 8…2-3 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
「現状と課題」と同様の理由により、タイトルを変えるべきです。2つの内容ともいじめを強く意識した内容になっています。
- P3 9…2-8 学校と地域における子どものスポーツの機会の充実
体力向上への主な取組としては少なすぎます。学校教育については部活動の教育的意義を鑑み、充実・拡大を図る具体的な取組を示すべきです。また、地域スポーツ振興についても具体的な

取組を示し、国としての姿勢を示していただきたい。

・P45…「現状と課題」第2段落

特別支援学級の教員の特別支援学校教諭免許状取得率も分かれば示していただきたい。

・P60…10-2 様々な体験活動及び読書活動の推進

内容が抽象的である。末尾は「推進する。」となっており、国の5年間の取組を具体的に分かるように記述すべきです。（例えば、小・中・高校を体系づけた長期休業中の体験活動カリキュラムを作成し、社会教育団体等に依頼するなど。）

また、国立独立行政法人の青少年教育施設は予算削減や縮小されてきたと聞いていますが、そのことをどう受け止めればよいのでしょうか。

・P63…「現状と課題」 「○ 初等中等教育段階について…」

根拠のある、現状に即した内容・表現に変更すべきです。

この段落は、「初等中等教育段階」すべてをまとめた論になっているため、具体的な指摘・課題が小・中・高校のどの段階でも同様の課題があるように伝わり、実態とそぐわないものになっていると思われます。中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（H23,1,31）の引用文ですが、一部引用のため答申とは異なる意味合いになっています。

中学校の例えば職場体験活動について、その実施のみを以ってキャリア教育を行ったものとみなす中学校は非常に少ないと思われます。

・P89…主な取組

公民館等の社会教育施設における学習活動についても取り上げるべきです。基本施策19でも公民館を取り上げていますが、家庭教育支援の活動も行われています。

・P93…「現状と課題」

過去10年間の教員の病気休職や途中退職の増加に触れていただきたい。学校負担の増大は、教員の心や体にも大きく影響が出ているからです。

2 表記・表現に関して

保護者が読んでも分かるような、分かりやすい表記・表現にしていきたい。特に、一般化されていない用語については、注を付けるなどの配慮をお願いします。

○カタカナ用語はできるだけ日本語で表現していただきたい。

○用語の違い、意味が分かるようにしていただきたい。

「学習」と「学修」、「習得」と「修得」、「就学」と「修学」

・P18…「（個人の自立と様々な人々との協働に向けた力）」

「○ 換言すれば…」の文章が何を伝えたいか分かりやすくなるよう、具体例を入れるなど表現上の工夫が必要です。

・P38…2-2 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実

1行目、「小・中・高等学校の継続性を保ちつつ」は何の継続性かが不明です。「小・中・高等学校における指導体制の継続性」を指しているのでしょうか。

以上

平成24年9月14日

中央教育審議会教育振興基本計画部会 御中

専門高校8学科連合連絡協議会

全国農業高等学校長協会
(公社) 全国工業高等学校長協会
全国商業高等学校長協会
全国水産高等学校長協会
全国高等学校長協会家庭部会
全国看護高等学校長協会
全国専門学科「情報科」校長会
全国福祉高等学校長会
(公財) 産業教育振興中央会

「第2期教育振興基本計画について」(審議経過報告)に対する意見

「第2期教育振興基本計画について」(審議経過報告)に対して、専門高校8学科の意見を以下の通り取りまとめましたので、「第2期教育振興基本計画」の策定に向けて、ご審議ご検討いただくことをお願いします。

I 全体に対する意見

1. 貴部会が、教育全体を見渡して検討され今後の教育の全体像や実施すべき教育の方策に関し、審議経過報告を取りまとめられたことに対し敬意を表します。

全体を通して見た場合、義務教育、高等教育に比べ、高等学校本来の趣旨やこれまでの実績の評価が少なく、高等学校は義務教育の延長で単なる大学への接続の機関としての位置付のようにしか受け取られかねない記述と思われまふ。高等学校が果たしてきた役割を評価するとともに、学校教育法第50条の目的、同法第51条の目標に沿った今後の充実方策に踏み込んだご審議と記述をお願いします。

その際、専門高校は、普通科の高等学校とは異なる役割と重要性を持っていることから、普通科の高等学校と専門学科の高等学校の役割を区分して記述されることが望ましいと考えまふ。

2. 「前文」において「……深刻な諸課題を抱える我が国は、極めて危機的な状況にあり、……」と記述されています。この危機を乗り越え、我が国が持続可能な社会を実現するためには、本文の随所に示されている「地域」の活性化が、その一つとして重要な鍵となると考えます。

まさに専門高校は、我が国の経済、社会の発展を支えてきた地域の「ものづくり産業」をはじめ、農林・水産業、工業、商業、福祉、医療などの幅広い分野に多くの専門的な職業人を育成し、輩出してきました。これからの我が国が目指す社会の実現においても専門高校の役割は変わるものではなく、より一層重要となってきます。今後の教育振興基本計画の策定に向けたご審議において、是非とも、専門高校の重要性を踏まえた充実方策を打ち出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

II 具体的記述に対する意見

1. 基本施策 1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

3 4 Pの【主な取組】 1-3

高等学校教育の改善・充実の記述は、全体的に普通高校を念頭に置いた記述と受け取れます。教育内容・方法は、専門高校は普通高校と大きく異なることから普通高校と専門高校に区分し、それぞれの改善・充実方策について記述すべきものと考えます。

2. 基本施策 9 初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実

5 6 Pの【主な取組】 9-1及び9-2

専門高校は、普通高校と同様に卒業までに修得する単位は74単位以上ですが、その単位数の中には専門教科・科目として最低必修単位数が25単位以上含まれます。このため、国語、数学、理科、地歴、公民、外国語などの単位数が普通科と比べて少なく、普通高校中心の通常の大学入学者選抜試験等で不利であります。

専門高校の特性を踏まえた専門教科・科目の入試問題や、専門高校で取得した各種資格・検定の取得等や職業教育に関する学習の評価を活用した入学者選抜の積極的導入などの記述をお願いします。

また、専門高校専攻科での学修を高等教育機関の単位として認定すること、及び一定の条件を満たした専門高校専攻科の修了者が、高等教育機関に編入学できる制度の早期実施に触れられることが高大接続・連携教育の改善、教育の質保証の趣旨に沿うものと考えます。

〔基本施策 1 3 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 【主な取組】 1 3-1 にも関連〕

3. 基本施策12 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

(1) 64Pの【主な取組】12-1

社会的・職業的自立の能力を育成するキャリア教育においては、職場体験・インターンシップ等の体験活動が重要であることは当然ですが、その他にも、中学校教育における「技術・家庭科」及び高等学校教育での男女必修教科である「家庭科」も大きな役割を果たしています。このため、中学校教育における「技術・家庭科」、高等学校教育における「家庭科」の充実についても触れることがキャリア教育の推進に資するものと考えます。

(基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成にも関連)

(2) 64Pの【主な取組】12-3

各学校段階における職業教育の取組の推進では、「専門高校においては、長期の就業実習の導入の拡大や社会人講師による指導など、産業界との連携を強化する。」と記述されていますが、【主な取組】12-1の社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進の各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育のための取組策に若干の強調性を持たせたもので、専門高校においては不十分と考えます。

現行の記述に加え、専門高校における高度な専門的知識、技術・技能の習得のための教育指導体制、教育環境等の整備・充実と、教育の質の保証・評価の観点から、専門高校の生徒が目指す職業と関連する各種資格や検定制度の充実や関係省庁等との連携・強化という記述をお願いします。

4. 基本施策17 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

78P【主な取組】17-1

専門高校は、普通高校に比べ各県に各専門分野ごとに数校程度しか設置されていません。例えば、水産高校などは各県に1校程度しか設置されていないことから、多くの生徒は自宅からの通学が不便、あるいは不可能となっています。

このため、高校が設置されていない離島から高校に通学する生徒に対する通学費や居住費等の就学支援と同様に、教育の機会均等の観点から、保護者の経済的負担軽減を図るため距離的に通学困難な専門高校への就学のための通学費や居住費等の支援策についても新たに提起され記述されることをお願いします。

(基本施策16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援にも関連)

5. 基本施策24 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

96P【主な取組】24-2

専門高校での教育活動は、実験・実習に大きな比重を占め、産業教育の施設・設備の整備・充実は極めて重要であります。平成17年度までは「産業教育振興法」に基づく国庫補助制度でしたが、平成18年度から三位一体改革で国庫補助制度が廃止され学校施設整備の交付金の一つメニューとなり、平成22年度からは「地域自主戦略交付金」による地方公共団体の自主的な整備に委ねられています。このことは、将来、地方公共団体の財政力により整備に差が生じる懸念を含み、全国的な教育水準の維持、ひいては教育の機会均等に支障をきたす懸念も生じます。

国庫補助制度が廃止されても「産業教育振興法」の政令、省令等に施設・設備の基準が定められています。学習指導要領に基づく教育が適切に実施されるよう、【主な取組】24-2に「「産業教育振興法」の趣旨を踏まえた、専門高校に対する実験・実習用の施設・設備の整備促進を図る。」という記述をお願いします。

(以 上)

専門高校8学科連合連絡協議会
(意見とりまとめ) 公益財団法人産業教育振興中央会

「第2期教育振興基本計画審議経過報告」に関する意見

全国養護教諭連絡協議会

本会は、この度の「第2期教育振興基本計画審議経過報告」(素案)で述べられている「基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成」に関する主な取り組みの中で、子どもの心身の健やかな成長を願い、健康の保持増進にあたる養護教諭の立場から、以下2点について意見を述べさせていただきます。

[1] 2-4 生徒指導体制および教育相談体制の整備・充実について

不登校の児童生徒は減少傾向にあるもののその問題は、深刻化しています。子どもの心の健康問題は、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーだけでは解決は難しいケースもあり、医療関係者や福祉関係者などの関係機関との連携を図りながら進めていく必要があります。心の健康問題を持つ児童生徒は初期症状として身体症状を訴えることが多く、保健室での養護教諭の初期対応がその後の問題解決を左右させる場合も多くあります。そのため、保健室来室時の養護教諭の対応が重要になってきます。

また、スクールカウンセラーの配置も進んでおり、成果が上がっているものの、現状では常勤でないため、すぐに相談に結びつけることが出来ない場合も多々あります。

いじめ、不登校、自殺等への対応について学級担任等と連携して、これらの未然防止、早期発見・早期対応に努め、校内関係者や関係機関との連絡調整を行っていくことが今後ますます重要となり、一人一人の児童生徒と向き合い、早期解決を図るために養護教諭の複数配置を推進していただきたいと考えます。

[2] 2-6 学校保健、学校給食、食育の充実について

教科「保健」で学習したことを実際の生活に生かしていけるよう、体育・保健体育などの教科学習の授業内容と保健指導の指導体系を明確化し、その授業に養護教諭が積極的に参加することが出来るようにしていく必要があります。養護教諭が安心して保健室から授業に参加することが出来るよう、養護教諭の複数配置を進めていただきたいと思います。

学校保健安全法では、養護教諭は学校保健活動の推進に当たって中核な役割を担うとされています。学校保健委員会の設置率の向上を目指し、「養護教諭を中核とした学校・家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理等を推進する」の記述を入れていただきたいと思います。

教育振興基本計画に係る意見

1 60頁 10-2 2行目

社会奉仕体験，世代間（あるいは異年齢）交流体験，交際交流体験

生きる力を啓培するうえで，多様な体験活動が重視されておりますが，他者との交流・人間関係も重視されているところです。ぜひ挿入願いたい。

2 64頁 12-1 最終行

人材の活用など地域・社会「の社会教育」や産業界「の従業員教育等」と連携・協力

「地域・社会」というでは抽象的過ぎるような思われます。この方が柔軟で施策を具体化しやすいのかもしれませんが，国民向けには具体的な表示がいいように思います。

3 84頁 〈高等教育・生涯学習関係〉 ⑤

(体育館，図書館，公民館)

成果目標8が(互助・共助の活力あるコミュニティの形成)であり，市町村の中央公民館(あるいは生涯学習センター等を称する施設)の中には，高等教育機関と連携している例があります。

4 89頁 【現状と課題】 最後の「○」の2行目

学校や地域の関係者(とくに社会教育の関係者)との協働

家庭教育の支援は社会教育の行政や施設等が本気にならなければ振興できないと思われます。現状は学校に委ねられて，件数は増えても内容・質が伴っていません。学校には親の学びに精通した人はいませんので，社会教育の責務を明示した方が家庭教育の支援策は充実すると思われます。

6 90頁 21-1 ふたつ目の「・」

生徒指導等と家庭教育，青少年教育等が連携した課題を抱える

生徒指導等では不十分のように思われます。前の行で述べられている「地域の特性の応じ」を受けると，このように表現することが適切と考えます。

7 106頁 【現状と課題】 「○」の一つ目

公民館等の社会教育施設の復旧支援についても文言を挿入願いたい。

社会教育分野だけ，実績の例示が欠落しているのは摩訶不思議です。

(一般社団法人全国社会教育委員連合)

「中央審議会教育振興基本計画部会に係る意見の募集について」

上記につきまして下記のとおり当協会の意見を提出させていただきます。

社団法人 全国公立文化施設協会

上記基本計画第2部—1につきまして「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」に位置づけられました劇場・音楽堂等の役割等(※)に伴い以下「赤字」の部分を加筆、又は加えていただくことをご検討方お願い申し上げます。

記

① 「1 社会を生き抜く力の確実な育成」

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

～2-5 伝統・文化等に関する教育の推進～

に「**地域の劇場・音楽堂等との連携、活用**」を加えていただけないでしょうか。

② 「4.絆づくりと活力あるコミュニティの形成」

【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確率に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や**劇場・音楽堂等**、公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が**連携・協働**する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設や**劇場・音楽堂等の活用・連携**による学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した施策を推進する。以下略

(※)

(劇場・音楽堂等の事業)

第3条—8

前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に視するための事業を行うこと。

(学校教育との連携)

第15条

国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機械の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

平成24年9月11日

日本商工会議所 教育委員会 共同委員長
東京商工会議所 教育・人材育成委員会 委員長
島村元紹

「第2期教育振興基本計画（審議経過報告）」への追加意見について

前 略

8月17日付貴省より意見募集のございました「第2期教育振興基本計画（審議経過報告）」に関しまして下記のとおりご回答申し上げます。

記

- 教育基本法改正に伴う新学習指導要領の全面実施まで3～5年という相当の時間がかかっております（周知・徹底期間を含み、小学校で3年、中学校で4年、高校で5年）。人的・物的な事情はあるにせよ、今後の指導要領改定時には、少なくとも「先行実施」を行なう学校の数を大きく増加させる等の努力目標を明確化すべきであると考えます。
- 「社会を生き抜く力の養成」（「生きる力の確実な育成」）という点に関し、「個人の社会的自立」についての記載がありますが、働き方やライフプラン、社会保障教育など、自助能力を啓発し、自己のリスク管理に責任を持たせる「自己責任教育」についても、具体的に盛り込むべきと考えます。
- 「社会を生き抜く力の養成」の項に、「勤労観」「勤勉性」といった観点が欠如しております。これは日本の文化に根差した国際社会での強みでもあり、実社会との円滑な接続という点で産業界からの要請も強いものです。明確に盛り込むべきであります。
- 「キャリア教育」については、より深みのある質的向上を図ると同時に、教員側の意識

改革も重要であります。この視点についても盛り込むべきであります。

- 「ものづくり教育」に関する記載が過少であります。「ものづくり」は特に早い段階からの教育が望まれます。高等教育段階だけでなく、初等・中等段階におけるものづくり教育の重要性や具体的方向性について記載すべきであります。
- 日本の歴史や文化に対する深い理解は、グローバル人材の育成において重要であり、成果目標5「グローバル人材の育成強化」においても強調すべきであります。
- 第二新卒等の教員への登用促進について、具体的な登用制度改革についても触れるべきであります。また、本文中に「非正規教員の増加に歯止めをかけ」とありますが、質が高い教員であれば、非正規を否定する理由はないと考えます。明確な理由があれば記載すべきであります。
- 審議経過報告では、「学校を地域活性化の拠点として位置づける」とありますが、主に、地域コミュニティにおける教育連携という点で触れているのみであり、また、本文中にある「地域の課題」とは何か、その具体的中身も曖昧であります。地域経済の発展や成長に資する教育という観点を明確にし、加えて、「地域の経済発展」を担うリーダー育成の重要性についても記載すべきであります。

以上

第2期教育振興基本計画（審議経過報告）に関する意見

平成24年9月19日
全 国 知 事 会

地方自治体が地域住民の意向を反映し、地域の実情に応じた教育を自由に展開することが、地域分権改革の観点から求められており、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、教育委員会のあり方については、必置規制を見直し、選択制とすべきとされている。教育委員会制度について関心が高まる中、教育行政における責任の明確化などの課題も踏まえ、その方向性の検討を進めるべきである。今後、国民的議論につなげていくためにも、第2期教育振興基本計画に、下記の文言を記載されたい。

記

<箇所>

Ⅱ 4つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策22 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

22-1 地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立

<文言>

- ・教育委員会のあり方については、地域住民の意思の的確な反映や教育行政における責任の明確化などの課題も踏まえ、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に基づき、必置規制を見直し、選択制とする方向性の検討を進める。